

平成26年度米軍施設環境対策事業
企画提案応募要領

1 趣旨

本県は、美しいサンゴ礁が発達した青い海と多様な野生生物が生息・生育する緑豊かな島々から構成されており、この豊かな自然環境は世界に誇れる宝であるとともに、人々を魅了し惹きつける要素となっていることから、この豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継いで行くことは我々の責務である。

このような中、沖縄本島の約2割の面積を米軍基地が占めており、国際法の原則により在日米軍に対して我が国の環境法令が適用されず、米軍が環境指針としている日本環境管理基準(JEGS)の運用実態も不明であり、米軍の活動に起因する環境問題が数多く発生している状況にある。

また、米軍の活動による環境汚染が発生した場合において、関係自治体の速やかな立入調査や試料採取が十分行えないため、的確な汚染実態把握や環境保全対策が困難な状況である。

以上の状況を踏まえ、米軍施設における環境情報の構築を図り、環境対策方針を策定するとともに、国と連携した新たな環境保全のしくみ並びに米軍施設及びその周辺環境情報をまとめた環境カルテを作成するため、これらに関する様々な資料や情報を収集及び整理することを目的とする。

ついては、本事業を遂行する上で、国内外の米軍施設の環境情報等に関して専門的かつ最新の知見や高度な技術力、関係者との調整力等を有するシンクタンク等の専門機関を対象とした企画提案募集を実施し、沖縄県が設置した業者選定委員会において審査を行い、委託事業者を選定する。

2 委託業務の内容

- (1) 業務名：平成26年度米軍施設環境対策事業
- (2) 業務期間：委託業務履行期間 契約締結の日から平成27年2月27日まで

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 計画・調査分析等のコンサルティングを事業として行っている者であること。
- (3) 今回の委託に際して、正副3名以上の担当者を割り当てることができる者であること。
- (4) 過去5年間に、国、県若しくは市町村が発注した国内外の米軍基地に関する専門的な調査分析や計画、構想、指針等の策定業務実績があること。
- (5) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)、(2)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(3)、(4)の要件を満たす者であること。
- (6) 業務の円滑な進行のため、アメリカ国内に支社、営業所、その他関連事務所等があることが望ましい。共同企業体の場合、構成する事業者のいずれかが、アメリカ国内に支社、営業所、その他関連事務所等があることが望ましい。

4 主催者及び連絡先

- (1) 主催者：沖縄県
- (2) 連絡先：沖縄県 環境部 環境政策課 基地環境特別対策室 担当：伊良部
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 県庁舎 4階
TEL：098-866-2183 FAX：098-866-2308
E-mail：aa025003@pref.okinawa.lg.jp

5 応募手続

※各期間の事務取扱については、土、日、祝祭日を除き、時間帯は午前9時から午後5時までとする。

(1) 応募要領等の配布

- ア 配布期間 平成26年5月9日～平成26年5月16日
- イ 配布場所 沖縄県 環境部 環境政策課 基地環境特別対策室

(2) 応募申請書の提出

- ア 提出期間 平成26年5月9日～平成26年5月16日
- イ 提出場所 沖縄県 環境部 環境政策課 基地環境特別対策室
- ウ 提出物 ①単独応募は「応募様式1号」
②共同企業体は「応募様式2号」

※共同企業体での参加の場合、代表する幹事となる事業者が提出し、全構成員を記入すること。

(3) 応募説明会 応募申請を行った者のみを対象に以下のとおり説明会を開催する。

- ア 開催日時 平成26年5月20日 14:00～15:00
- イ 開催場所 沖縄県庁4階第1会議室

(4) 応募に係る質問事項受付期間

- ア 受付期間 平成26年5月9日～平成26年5月19日
- イ 受付先 沖縄県 環境部 環境政策課 基地環境特別対策室
- ウ 質問方法 E-mailとする。(件名を「平成26年度米軍施設環境対策事業企画提案」とすること。)
- エ 回答 平成26年5月26日までにE-mailにより行う。

(5) 企画提案書等の提出

- ア 提出期限 平成26年6月6日
- イ 提出物 6に定める全ての書類
- ウ 提出場所 沖縄県 環境部 環境政策課 基地環境特別対策室

(6) 県からの疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日県から照会を行うことがある。

(7) 業者選定

- ア 応募者が5社以上の場合は、書類審査で5社に選定する。その結果については、基地環境特別対策室から応募者に通知する。
- イ 書類審査後、提案書の内容についてヒアリングを実施する。その形式、日時、場所等については、別途通知する。

(8) 審査結果の通知

業者選定委員会開催後1週間以内(予定)

6 企画提案書等の仕様

(1) 企画提案書等の形式(A4判)

ア 企画提案書等については、次の様式による。

- (ア) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔様式1〕
- (イ) 企画提案内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔様式1-2〕
- (ウ) 業務全体のフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔様式2〕
- (エ) 業務全体の工程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔様式3〕
- (オ) 業務遂行体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔様式4〕

- (カ) 会社概要【様式 5】
- (キ) 業務実績【様式 6】
- (ク) 見積書【様式 7】

イ A4判縦長で、両面コピー（色摺り可）とし、(ク)を除き20頁以内とする。

ウ 文字サイズは、11ポイント以上とすること。

(2) 企画提案書等の提出部数等

ア 提出部数は、紙媒体10部

イ 提出する企画提案書は1案に限る。

(3) 企画提案書等内容

別紙委託仕様書の内容を踏まえ下記事項について記すこと。

ア 基本的考え方 【様式 1-2（ア～エの内容を記載）】

本事業を実施するにあたっての基本的な考え方及び基本方針について記述すること。

イ 基本認識

米軍基地に起因する環境問題の現状及び課題について記述すること。

ウ 業務提案、業務手法の概要

米軍基地に起因する環境問題に関する資料の収集整理等の実施についての業務提案とその業務手法について記述すること。

エ 業務全体のフロー 【様式 2】

オ 業務全体の工程表 【様式 3】

カ 業務遂行体制（今回委託する業務の遂行体制） 【様式 4】

(ア) 業務遂行体制図

(イ) 担当者の役割等

役割、担当者名、所属（共同企業体の場合は担当者別に所属会社名を記述）

(ウ) 担当者の経歴等

実務経験年数、保持資格名、これまでの行政機関等における業務実績等

キ 会社概要 【様式 5】

会社名、設立年月日、資本金、年商（過去5年間）、業務内容、組織図、職員の状況（事務系職員の人数、調査・分析従事職員の人数）

ク 会社の業務実績（過去5年間に、国、県若しくは市町村が発注した国内外の米軍基地に関する専門的な調査分析や計画、構想、指針等の策定業務の受注実績） 【様式 6】

当該業務実績に係る委託発注元の団体名、業務委託名称と業務概要、受託年度、履行期間、業務態勢について記述すること。

※ 共同企業体の場合、【様式 5】【様式 6】を各構成員ごとに作成すること。

ケ 経費見積及び経費限度 【様式 7】

業務に係る経費限度額は25,500千円（消費税含む）とする。ただし、企画提案のため提示した金額であり、実際の契約金額ではない。

(注1) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。

(注2) 検討委員会等開催に係る経費（専門家謝金、旅費等、必要な一切の経費）を含む、本事業を実施するにあたっての一切の費用を見積もること。

7 審査及び委託契約

(1) 企画提案書の審査

企画提案書については、業者選定委員会で審査し、最も優れた企画提案者を第一位入選者として選定する。

(2) 結果の通知

審査結果については、環境部環境政策課基地環境特別対策室から参加者に通知する。

(3) 委託契約

本事業に係る委託契約は、原則として第一位入選者となった者で行う。ただし、沖縄県と第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約できるものとする。また、共同企業体の

場合は、契約時に各構成員間で協定を締結し、その協定書を契約書に添付することとする。

協定書の主な内容は、以下のとおりとする。

目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等

8 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案をした時
- (2) 所定の日時及び場所に提案書を提出しなかった時
- (3) 提案に関して不正行為があった時

9 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 費用の負担及び提出書類等の非返却
提出書類等の作成・提出及び業者選定委員会への出席等応募のために要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の非公開
提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については、公表しない。
- (4) 配付資料の他目的への使用禁止
企画提案書作成のために沖縄県から提供された全ての資料等は、他に使用してはならない。